

1. 公民館のコミュニティセンター化

しもだて地域交流センター

より利用しやすくするため使用制限を緩和し、営利行為や飲食も可能にしました。(一部制限あり)

主な見直し内容

- ・従来の公民館をより使いやすく、地域の皆さんが集まりやすい環境を創る。
 - ・「営利活動」「飲食」を伴う活動も、基本的に利用可能とする。
 - ・従来の公民館事業は、コミュニティセンターへ移行後も行う。
 - ・公民館運営審議会に変わりコミュニティセンター運営委員会を設置する。
- ※名称は変わるが、使用申請などの手続きはこれまでと同じとする。

